

下山学園と柴田学園との 連携協定書

学校法人下山学園（以下「甲」という。）と学校法人柴田学園（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、活力のある地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 互いの教育・研究における相互支援に関する事項
- (2) 互いの人材の育成等に関する事項
- (3) 互いの地域貢献のための地域活動に関する事項
- (4) その他、相互に必要と認めた事項

2 前項の具体的事項については、甲及び乙が協議し、覚書を取り交わすこととする。

第3条 この協定に基づき甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。
ただし、事前に双方の承諾を得た場合はこの限りでない。

第4条 この協定は、締結の日から発効し、有効期限は令和7年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、自動的に1年間更新し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するために、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月16日

甲 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉 369-1

学校法人 下山学園 理事長

下山美智子



乙 青森県弘前市上瓦ケ町 25

学校法人 柴田学園 理事長

霜島秋利

